

令和8年度インドネシア人材採用支援業務企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

専門技術・知識を有する高度外国人材の採用を希望する三重県内中小企業等(以下「県内企業」という。)を支援するため、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)を対象に、現地合同面接会等を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出することで、積極的な高度外国人材の採用につなげる。

2 業務内容

(1) 委託業務名

令和8年度インドネシア人材採用支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和令和9年3月31日(水)まで

(3) 仕様

別添「令和8年度インドネシア人材採用支援業務委託 仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり

3 契約上限額 28,830,502 円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者、または複数の者による共同事業体(以下「共同事業体」という。)であることとします。

なお、共同事業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当することとします。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 職業安定法(昭和22年法律第141号)に定める職業紹介事業の許可を有する者であること。

エ 職業安定法等の法令に基づき、職業紹介の取扱地域としてインドネシアが既に許可されていること。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年2月24日(火)12時必着

(2) 質問の方法

電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年2月27日（金）17時までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

6 参加資格確認申請及び確認結果の通知

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）15時必着

(2) 提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便で送付してください。

(3) 提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ 企画提案コンペに関し、共同事業体で参加を希望する場合は、共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）

オ 上記4（1）ウ及びエに関する許可証等の写し

カ その他、上記アに記載の添付書類一式

(5) 参加資格確認結果の通知

令和8年3月19日（木）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

7 企画提案書等の提出

上記6（5）により、参加資格確認を受けた者は、以下により企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年3月24日（火）から令和8年3月27日（金）17時まで

(2) 提出方法

上記6（2）に同じ。

(3) 提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書
・様式

11部（正本1部、副本10部）

原則A4版・20～30頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする（長辺綴じとすること）。

・記載内容

仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をすること。加えて下記項目については、企画提案書に必ず記載すること。

【記載必須項目】

①業務実施にあたっての基本的な考え方

三重県における労働者不足を緩和するため、インドネシア人材が日本（三重県）で就労する優位性、課題認識、今後必要な取組等についての考え方。

②参加者（企業及び学生等）の募集

下記項目について、日本語教育講座、就業体験、合同面接会それぞれに分けて具体的に記載すること。

- ・参加者の募集方法（チラシ・DM 発信、SNS 運用、説明会開催など（説明会を開催する場合は、説明会参加者の募集方法についても記載すること。））
- ・募集にあたり工夫すること
- ・政府や大学、関係機関との連携
- ・目標とする企業及び学生等の応募者数

③日本語教育講座の実施内容

- ・効果的な日本語学習プログラムの実施方法（想定する実施内容・実施回数、実施場所・実施期間、日本語教育を実施する講師、習熟度が低い受講者に対するフォローアップなど）

④就業体験の実施内容

- ・就業体験におけるプログラムの内容
- ・（業務委託仕様書の記載事項以外で企業の費用負担が発生する場合）想定している費用負担の概要

⑤合同面接会の実施方法

- ・合同面接会の開催方法（開催場所、開催時期、当日スケジュール、実施内容、運営方法など）
- ・合同面接会における出展企業向けの具体的な支援内容
- ・人材と企業とのマッチング、選考等の実施方法として効果的と考えられる具体的な方法
- ・目標とする内定者数
- ・（業務委託仕様書の記載事項以外で企業の費用負担が発生する場合）想定している費用負担の概要

⑥人材の入国サポート

- ・企業での就労に必要な在留資格等の手続き支援の概要
- ・（業務委託仕様書の記載事項以外で企業の費用負担が発生する場合）想定している費用負担の概要

⑦実施効果の測定・分析等

- ・企業や人材を対象としたアンケート調査の実施方法、結果報告（内容、集計方法、報告方法など）

⑧独自提案（委託金額の範囲内で実施できるもの）

- ・県が覚書を締結しているインドネシア労働省、移住労働者保護省、APPI（インドネシア送出し機関連盟）等の関係機関との連携方法
- ・今後、本業務をインドネシア国内で継続して実施するために有効となる取組（例：インドネシア国内の大学との連携協定による仕組みづくりなど）
- ・その他、本業務を充実した業務とするための取組

⑨委託業務の執行体制

- ・業務実施スケジュール(工程表)及び進行管理
- ・参加者募集、日本語教育講座、就業体験、合同面接会、実施効果測定・分析等のスケジュール
- ・業務実施体制、従事者の業務実績・経歴等

イ 見積書 11部(正本1部、副本10部)(※)

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。(発行責任者と担当者は同一でも可)

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

ウ 提案事業者の概要書 11部

エ その他提案にかかる参考資料 11部

8 審査の実施及び選定結果の通知

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度インドネシア人材採用支援業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案者を選定します。

(1) 企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

ア 企画内容

日本語教育講座や就業体験のプログラムの内容等が効果的な提案内容であるか。
また、合同面接会の実施方法が現地の大学生等と県内企業とのマッチングにつながる効果的な提案内容であるか。

イ 的確性

委託目的と提案内容が合致しているか。また、業務を行うにあたって海外からの外国人雇用に関する必要な見識を有した上で、目的達成のために具体的かつ効果が高い内容が提案されているか。

ウ 専門性

業務の実施において、外国人雇用に関する専門的な知識や実績を有しているか。
また、企画する日本語教育講座や就業体験のプログラム、合同面接会の実施方法が専門的な見地から提案され、専門性の高い内容が計画されているか。

エ 実現可能性

企画が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。また、業務の実行において、過去3年の間に今回の委託内容と同規模程度の契約実績を有しているか。

オ 経済性

業務の実施に必要な経費が業務内容から見て適切に見積もられているか。

(2) 第1次審査(書面審査)の実施

提案者が多数の場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定します。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。第1次審査により落選とされた提案は第2次審査の選定対象から除外します。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定します。

ア 実施日時 令和8年4月9日(木) 午前(予定)

イ 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室

- ウ 内容 プレゼンテーション 10 分、質疑 15 分（予定）
- エ 方法 提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可）。
- オ 選定結果通知 提案したすべての者に対し、令和 8 年 4 月 13 日（月）17 時までに電子メール又は電話により通知します。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、令和 8 年 4 月 16 日（木）15 時までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式は三重県ホームページの「共通債権者（物件契約）登録」のページに掲載しています。）
- (5) 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（様式は三重県ホームページの「三重県における電子契約サービスの導入について」のページに掲載しています。）

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとします。）

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 2 契約代金の支払い方法及び支払い時期
契約条項の定めるところによります。

1 3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
ア 断固として不当介入を拒否すること。
イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。こと。
ウ 発注所属に報告すること。
エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 6 その他
(1) 企画提案に関する事項
ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。
(2) 契約に関する事項
ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。ただし、三重県が認めた場合は、前金払いができるものとします。
エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意して

ください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積金額（消費税及び地方消費税抜きの額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています。）

17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課地域雇用・勤労者福祉班

担当：米倉、三枝（みえだ）

電話：059-224-2461 電子メール：syurou@pref.mie.lg.jp